

12月3日(火)から9日(月)は 障害者週間です

「障害者週間」は、障がい者に対する理解と意識をより高めるために定められました。そこで、現在おこなわれているさまざまな福祉制度について紹介します。この機会に、障がい者の自立と社会参加に対する理解を深めましょう。



障がい者手帳の交付

対象者

身体障害者手帳

◇視覚、聴覚・平衡、音声・言語、

そしゃく、肢体不自由、内部障がい

の方で、永続する障がいの方

療育手帳

◇知的障がい者（IQ75以下の方）

精神障害者保健福祉手帳

◇精神障がいのため、日常生活や社会

生活に制約のある方

手当の支給

障がいの程度や等級に応じて町や県、国から各種手当が支給されます（所得制限があります）。

※ただし、介護保険施設・社会福祉施設入所者および入院中の方は除きます。

▼大口町福祉手当（町）

対象者

○身体障害者手帳1級から3級の方、4級の膀胱または直腸機能障

がいの方

○療育手帳をお持ちの方

○精神障害者保健福祉手帳1級・2

級の方

○特定医療費受給者証（指定難病）

をお持ちの方

支給金額

◇身体障害者手帳1級・2級の方および療育手帳A判定の方

月額5000円

◇その他の障がいの方

月額4000円

※7・11・3月の25日頃に振り込まれます。

知ってね ヘルプマーク

どんな人が、
持っているの？

見たことが
ないけれど

平成30年より、愛知県でも配布が始まりました。
あなたは、このマークを知っていますか？

対象は、●義足や人工関節の方
●内部障害や難病の方 ●妊娠初期の方
など、援助や配慮を必要としていると、
見た目ではわかりにくい方々です。

まだ認知状況は低いいため、民間事業者を対象にした「ヘルプマーク普及パートナーシップ制度」を創設し、普及応援をお願いしています。

お願い

このマークを見かけたら「電車・バスなど車内で席をゆずる」「困っているようであれば声をかける」など、思いやりのある行動をお願いします。



▼愛知県在宅重度障害者手当（県）
対象者

- 身体障害者手帳1級・2級の方
- 療育手帳A判定（IQ35以下）の方
- 身体障害者手帳3級と療育手帳B判定（IQ50以下）を併せてお持ちの方

※特別障害者手当・障害児福祉手当の対象者および65歳以上で手帳を取得された方は除きます。

支給金額 障がいの程度により、2段階に分かれます。

▽1種 月額1万5500円

▽2種 月額6750円

▼特別障害者手当・障害児福祉手当（国）

対象者 在宅で、精神または身体に著しい重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を必要とする方

支給金額

◇特別障害者手当 月額2万7200円

◇障害児福祉手当 月額1万4790円

※障がいの程度により、県加算制度があります。

外出へのサポート

▼外出支援サービス

タクシー等の基本料金を助成します。助成券は48枚綴りで、当該年度1冊の交付です（所得制限があります）。

対象者 ○下肢、体幹、脳原性運動機能障がいの中の移動機能障がい、視覚、聴覚、腎臓、呼吸器、肝臓機能障がいをする身体障害者手帳1級・2級の方

○療育手帳A判定の方 ○精神障害者保健福祉手帳1級の方 ○特定医療費受給者証（指定難病）をお持ちの方

▼有料道路通行料金割引制度

手帳に割引有効期限を記載します。

対象者 ▽本人運転の場合 全ての身体障がい者 ▽本人以外が運転の場合 重度の身体障がい者（第1種）、重度の知的障がい者（療育A）

※自動車の名義人は、本人または本人の親族に限ります。

割引料金額 通常料金の半額

障害者総合支援法
および障害児通所支援

障がい者（児）が、各種サービスを利用することができます（各種負担軽減制度があります。サービスの種類によって負担のない場合もあります）。

対象者 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児、難病等の方

介護給付

- ▽居宅介護（ホームヘルプ）
- ▽重度訪問介護

▽行動援護

▽同行援護

▽重度障害者等包括支援

▽短期入所（ショートステイ）

▽療養介護

▽生活介護

▽施設入所支援

訓練等給付

▽自立訓練（機能訓練・生活訓練）

▽就労移行支援

▽就労継続支援（A型、B型）

▽就労定着支援

▽共同生活援助（グループホーム）

自立支援医療

▽更生医療

▽精神通院

▽育成医療

補装具

地域生活支援事業

▽相談支援事業

▽意思疎通支援事業

▽日常生活用具の給付

▽移動支援事業

▽地域活動支援センター

▽成年後見制度利用支援事業

▽その他事業（日中一時支援、自動車改造費助成等）等

障害児通所支援

- ▽児童発達支援
- ▽放課後等デイサービス等

福祉制度の利用等に関する相談をおこなっていますので、お気軽にご相談ください。

●障がいのある方の相談窓口

大口町地域包括支援センター

☎94-2227

障がい者ご本人やご家族同士の交流、障がい福祉に関する情報交換をおこなう3つの団体がありますので紹介します。

●大口町身体障害者福祉協会

●大口町心身障害児（者）親の会

●尾北精神障害家族会しらゆり会
大口支部

※入会方法等については、大口町社会福祉協議会へお問い合わせください。☎94-0060

問合せ先

ほほえみプラザ1階 福祉ごとも課 ☎94-1222

